

"クルマ"か、"生活保護"か? ———— いいえ!

厚生労働省通知徹底活用

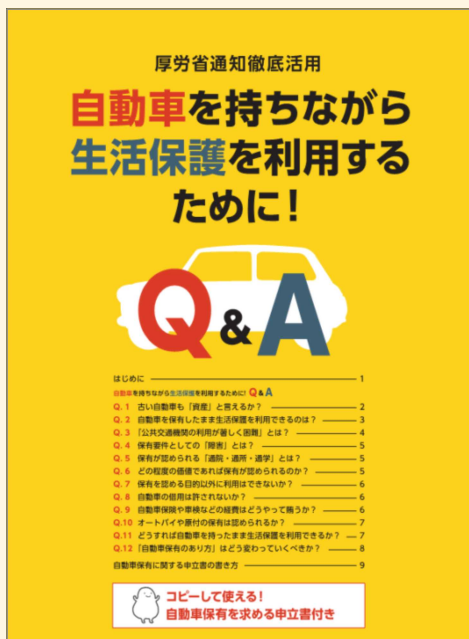
Q&A

自動車を持ちながら生活保護を利用するために!

車は生活に
欠かせないよね



現行制度下でも、厚生労働省通知を正しく解釈・運用すれば、自動車を保有しながら生活保護を利用できる場合は、今よりかなり多くなる!
その厚生労働省通知を徹底解説します!
自動車保有を求める申立書のひな形付き。

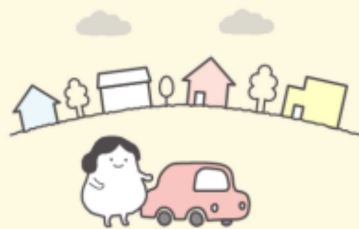


<Q&A>

- 古い自動車も「資産」と言えるか?
 - 自動車を保有したまま生活保護を利用できるのは?
 - 「公共交通機関の利用が著しく困難」とは?
 - 保有要件としての「障害」とは?
 - 保有が認められる「通院・通所・通学」とは?
 - どの程度の価値であれば保有が認められるのか?
 - 保有を認める目的以外に利用はできないか?
 - 自動車の借用は許されないか?
 - 自動車保険や車検などの経費はどうやって賄うか?
 - オートバイや原付の保有は認められるか?
 - どうすれば自動車を持ったまま生活保護を利用できるか?
 - 「自動車保有のあり方」はどう変わっていくべきか?
- 自動車保有に関する申立書の書き方



←申立書ひな形



支援団体で、相談・支援活動にお役立て下さい!

1セット (50部) 価格: 5,000円 (消費税込み) 送料別

発行: 生活保護問題対策全国会議 概要: A4版・16頁 発行日: 2021年7月

お申し込みは、下記FAXをお送りいただくか、生活保護問題対策全国会議のHPから!



このパンフを
_____セット
申込みます。

(氏名)

(住所) 〒

(電話)

(FAX)

FAX 072-648-3576 (問い合わせ先: 会計徳武聡子宛 電話072-648-3575)